

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の無償化がスタートします。

## 企業主導型保育施設を利用する子供

### 【対象者】

- 企業主導型保育施設を利用する**3歳から5歳までの子供**のうち、**保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。
- 企業主導型保育施設を利用する**0歳から2歳までの子供**のうち、**住民税非課税世帯であって、保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。
  - 保育の必要性のある子供とは、以下のとおりです。
    - ①「**従業員枠**」を利用している子供…全ての子供を保育の必要性のある子供とします。
    - ②「**地域枠**」を利用している子供 …市町村の保育認定(2号、3号)を取得している子供を保育の必要性のある子供とします。
  - 年齢は、学年(クラス)により判断します。
  - 住民税非課税世帯かどうかは、4月～8月までは前年度の住民税の課税状況により、9月～3月まではその年度の住民税の課税状況により判断します。
  - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

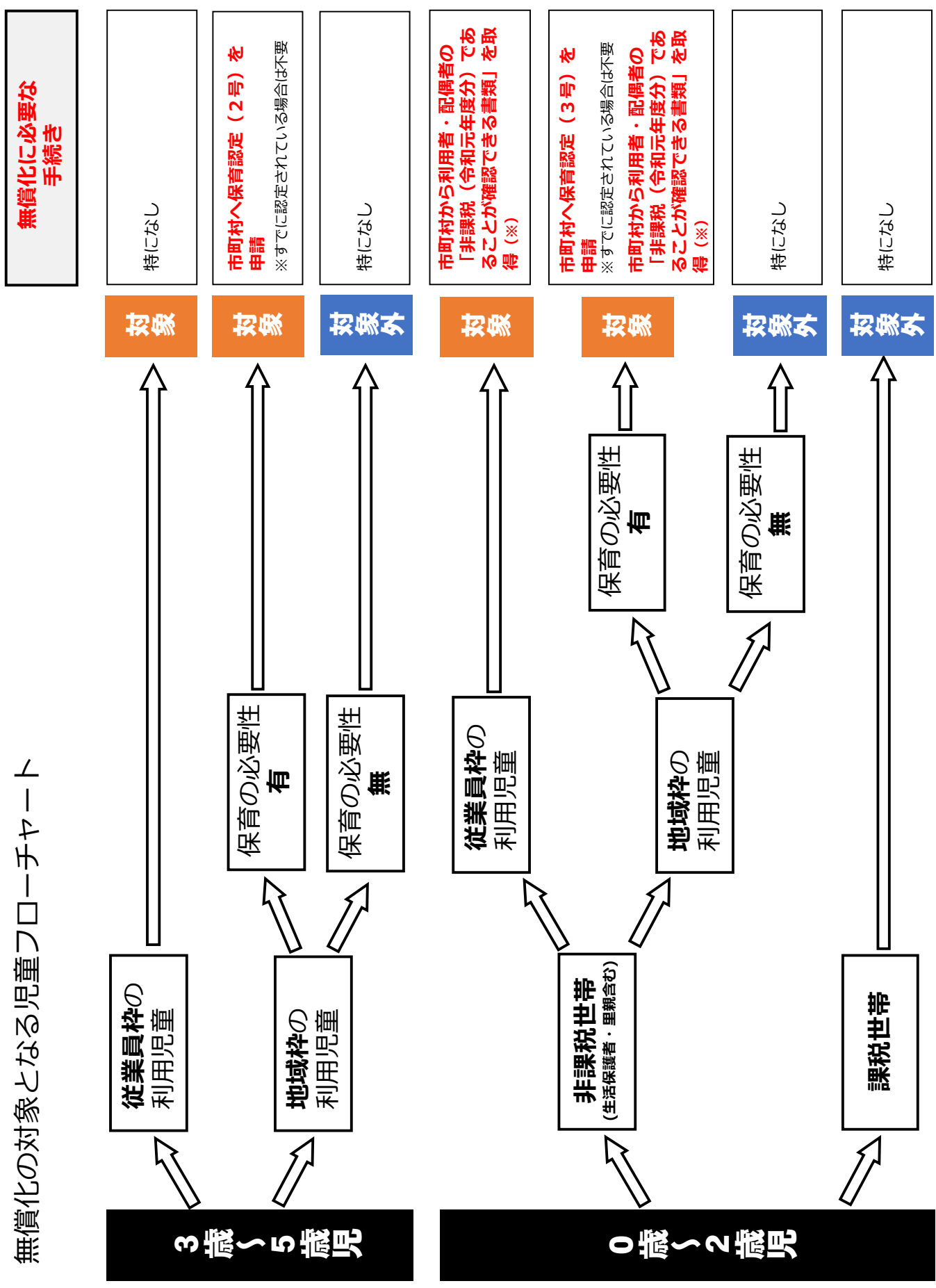
### 【利用料】

- 無償化の対象となる子供の利用料について、**標準的な利用料の金額が減額**されます。

※令和元年10月以降の標準的な利用料の金額(予定)

4歳以上児	3歳児	1、2歳児	0歳児
23,100円	26,600円	37,000円	37,100円

# 無償化の対象となる児童フローチャート



無償化に必要な手続き

特になし

市町村へ保育認定(2号)を申請  
※すでに認定されている場合は不要

特になし

市町村から利用者・配偶者の「非課税(令和元年度分)であることが確認できる書類」を取得(※)

市町村へ保育認定(3号)を申請  
※すでに認定されている場合は不要  
市町村から利用者・配偶者の「非課税(令和元年度分)であることが確認できる書類」を取得(※)

特になし

特になし

(※) 生活保護者・里親の場合は、所得証明書の代わりに、その状態にあることを証明できる書類を準備(保護証明書や、里親委託通知書など)